個

府民税の申告

1353

所得税の確定申告

⑧枚方税務署 ☎844・9521

▼申告が必要な人

得や譲渡所得がある人⑤年金受給者 交等の事業を営んでいる人4不動産所 る人③商・農・工・医業や生命保険外 があり(1)給与所得について勤務先から 市役所へ給与支払報告書の提出がない (左ページ下表参照) 人⑵給与所得者で給与以外の所得があ 令和7年1月1日現在、 市内に住所

▼申告が不要な人

が給与所得のみで、 ③年金受給者 (左ページ下表参照) 払報告書が市役所に提出されている人 ⑴所得税の確定申告をする人⑵収入 勤務先から給与支

一申告に必要なもの

細書・収支帳簿類等) 国民年金保険料・介護保険料など)。 費控除の明細書・社会保険料・生命! った各種領収書または証明書等 分かるもの ・ドと本人確認書類②昨年中の収入が ①マイナンバーカードまたは通知力 地震保険料・国民健康保険料 (源泉徴収票・賃金支払明 (3)昨年中に支払 (医 療

ਰ੍ਰ |療費控除の明細書の添付が必要で ※医療費の領収書は提出不要ですが

*昨年中に転入・確定申告した人へ

市・府民税申告書を送付していない

特定配当等および

る場合があります。 料や各種手当などの内容にも影響が出 から所得税と市・府民税で異なる課税 などの所得基準のほか、 非課税の基準や配偶者控除・扶養控除 税の算定所得となるので、 万式の選択ができなくなっています。 なお、 後期高齢者医療・介護保険の保険 確定申告した場合、 これらの所得を確 国民健康保 市・府民税 市・府民

キャッシュレス納付のご利用

税務署)。

内町2

署へご確認くだ は事前に関係部

で必要な場合は市民税課へ連絡を。

特定株式等譲渡所得金額の課税

令和6年度課税 (令和5年所得) 分

定申告する場合

(下記コード)」

細

は国税庁ホ

ムペ

納税に関する総

合

いキャッシュレス納付のご利用を。 など金融機関や税務署に行く必要が

レジットカード納付、

ダイレクト納付 振替納稅、

確定申告の納付には、

2

申告書の作成・提出を スマ · · パソコンから

ら申告できます。 ることで、 申告書を作成し、 等作成コーナー れますので、 控除証明書などのデータが自動入力さ とマイナポータルを連携することで 国税庁ホームページの「確定申告書 24時間いつでも自宅などか ご利用を (左記コード)」から マイナンバーカード e—Ta×で送信す

印刷して郵送も 8654大 9 -9 枚方

可 ま

〒 573

会場で申告する人へ

申告会場の入場整理券は国税庁LINE公式アカウント(右記コード)または税 務署での当日配布で受け取りを。混雑状況に応じて早めに受け付けを終了する 場合があります。



期間:2月17日(月)~3月17日(月)

午前9時~午後5時(相談受付は4時まで) 土・日曜、祝日を除く。

(大垣内町2-9-9)

ご自身のスマートフォンで申告書を作成しても らいますので、マイナポータルアプリをダウンロードし、マ イナンバーカードのほか、カード取得時に設定した2種類の 暗証番号(4桁の数字、6~16桁の英数字)のご持参を。

収受日付印押なつを廃止

今年1月から申告書などの控えへ の収受日付印の押なつを廃止しまし 確定申告書などを書面で提出 (郵送含む) する場合は、申告書な どの正本(提出用)のみの提出を。 申告者ご自身で、提出日の記録・管 理をお願いします。



市ホームページで申告書を作成し 郵送での提出にご協力を

市ホームページの「市・府民税申告書作成コーナー」で 案内に従い、収入金額などを入力すると申告書を作成でき ます。印刷して必要書類とともに郵送で〒573-8666市市 民税課へ。

◆郵送の注意点 申告書は同封の返信用封筒で郵送を。 各種領収書や証明書を同封の上、必ず電話番号を記入し個 人番号が確認できる書類と本人確認書類の写しを添付して ください。証明書類の添付や記入内容に不備がある場合、 所得控除などが適用できませんのでご注意を。受付書や領 収書などの返送を希望する場合は必要な額の切手を貼った 返信用封筒を同封してください。

なぜ申告をしないといけないの?

令和6年中に無収入だった人や非課税所得(雇用 保険・障害年金・遺族年金・児童手当等)のみの人 でも、市の福祉・医療・介護保険制度の保険料など の算定の基礎として、市・府民税の課税状況を使用 する場合があるためです。

個人市・府民税を会場で申告する人へ

会場での申告が事前予約制に

会場での申告は事前予約制です(予約なく当日に来 庁された場合は受け付けできないことがあります)。 ※所得税(税務署)の確定申告会場ではありません。

2月7日金午前9時30分から予約受付

(1)インターネット (右記コード) 24時間受付

来庁日の2営業日前まで

(2月23日 祝分は2月20日 休まで)

(2)予約専用コールセンター フリーダイヤル 🗃 0120・611・211

(平日)午前9時30分~午後5時

来庁日前日の午後5時まで

※予約枠は十分確保していますので、電話がつながりにく い場合は時間をあけて再度お電話を。

日時:2月17日(月)~3月17日(月)

午前9時30分~午後5時

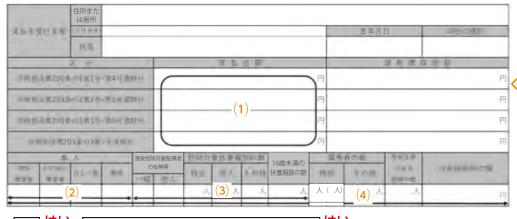
土・日曜、祝日を除く。ただし2月23日紀は開庁。

場所:市役所第3分館(旧市民会館大ホールロビー)

※駐車場には限りがあるため公共交通機関のご利用を。

公的年金受給者で確定申告が不要でも市・府民税の申告が必要な場合があります

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票



- (1)公的年金等の支払金額
- (2)本人の障害者控除および ひとり親控除・寡婦控除 の有無
- (3)配偶者控除の有無および 扶養親族の人数
- (4)人的控除の有無および 社会保険料の金額

はい はい 公的年金等の収入(1)が400万円を 超えている(複数枚ある時は合計額) 市 公的 確定申告書を提出した場合 いいえ、 停税の確定申告が必 はい はい 府 公的年金等の収入以外の 年 公的年金等の収入以外にも所得がある 民 金 所得が20万円を超えている 税 が いいえ の 主 いいえ 申告 な (4)に変更や追加する各種控除(医療 はい はい 所 費等)があり、非課税基準(下表) 所得税の還付を受ける 得の は不要 に該当しない いいえ いいえ 市・府民税の申告が必要 市・府民税の申告は不要

●市・府民税非課税基準(公的年金収入のみの場合)

公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容	(3)が0人	(3)が1人	本人が <mark>(2)</mark> に該当
65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)で公的年金収入(1)	155万円以下	211万円以下	245万円以下
65歳未満(昭和35年1月2日以降生まれ)で公的年金収入(1)	105万円以下	171万3334円以下	216万6667円以下